

○議事日程（令和7年12月17日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について
- 日程第5 議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第68号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第79号 養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第82号 養老町豊転作技術研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第83号 養老町寺町転作技術研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）

- 日程第26 議案第86号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第27 議案第87号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第28 議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第29 議案第89号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第30 議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第31 議案第91号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第10号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早崎百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宣宏	総務部企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦	産業建設部 産業観光課長	杉野雄士
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理

教育委員会 徳本弘基 消防長 大倉 巧  
生涯学習課長  
消防総務課長 三輪正俊 消防課長 玉井洋祐

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 高橋正人 議会事務局書記 國枝利法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和7年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。ただいまから令和7年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(早崎百合子君) それでは、日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君を指名します。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

12月16日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長(西脇 康君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る12月16日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程等につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第31、令和7年度養老町一般会計補正予算(第10号)を議案として上程することと決定いたしました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第31、令和7年度養老町一般会計補正予算(第10号)は、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行うこと。以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(早崎百合子君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。

詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（早崎百合子君） それでは、議案第4、議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてから日程第24、議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの21議案を一括議案として上程いたします。

この21議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 大橋みち子君。

○総務民生委員長（大橋みち子君） それでは、総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る12月8日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定2件、条例一部改正11件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、合計15件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてに関しましては、クラウド上の情報交換に対するセキュリティー対策をどう認識しているかの問いに対して、データの安全性確保にはインターネット環境にあるオンラインシステム上と役場内のそれぞれで対策する必要があると、オンラインシステム選定の基準として国際基準の認証資格を取得していることや、自治体への導入実績などを総合的に見て選定していくことでリスクの低減を図っていく。役場内でのシステムについては、インターネット回線と行政用のネットワーク回線とは物理的に切り離されているため、外部から侵入され、情報漏えいが発生される可能性はかなり低くなっている。直接的な攻撃以外にも、職員宛てに業務メールに偽装したなりすましメールなどを介してウイルスに感染するケースもあるので、定期的に情報セキュリティー研修を開催するなどして職員の意識や知識の向上を図っているとの回答でした。

クラウド上以外にもデータが保存されているかの問いに対して、役場専用回線内にも保存される。公文書や公文書管理規程に沿って管理していくとの回答でした。

次に、議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてに関しましては、乳児等通園支援授業をどのように周知していくかの問いに対して、ホームページや子育てアプリでの周知に加え、乳児健診等の際にも周知していくとの回答でした。

乳児等通園支援事業の実施場所はこの問いに対して、余裕活用型での実施を検討しており、定員に余裕のあるこども園と協議しながら実施するが、公立園は早い段階で定員が埋まり受入れできないと見込まれるので、私立園及び子育て支援センターで実施することを考えている。対象者全てを受け入れる枠は確保できるものと見込んでいるとの回答でした。

次に、議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、住民基本台帳に登録されていない住登外者は何名かの問いに対して、現状、担当課それぞれのシステムで管理されており、全体の人数などが把握し切れていないが、今回の条例改正によって標準化システムにて管理が統一され、住登外者が適切に把握できるようになるとの回答でした。

次に、議案第68号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、今のタイミングで特別職給与をベースアップする意義と意味を伺いたいとの問いに対して、平成17年に町長、議員それぞれの給与及び報酬を一律7%減額しているが、議員報酬は次期改選までの2年間の時限つき減額であったことに対して、町長は20年間見直しがされてこなかった。今回、特別職報酬等審議会へ諮問し、協議の結果、引き上げるべきとの回答をいただいたため上程したもの。特別職報酬等審議会の答申は非常に重たいものだとして受け取っているとの回答でした。

なお、この議案は討論がありました。

まず、反対討論として、特別職報酬等審議会の答申の重さは重々理解しているが、町財政が上向き安定した段階や、物価高が落ち着いて住民の理解が得られるようなタイミングを選んで答申にのっとり上程することも可能なはずである。今のこの時期、この世相でのベースアップに関しては反対するとの反対討論でした。

次に、賛成討論として、平成17年に町長、議員それぞれの給与及び報酬を下げて、2年後に議員の報酬は戻ったが、町長は約20年間見直しがされてこなかった現状であり、特別職報酬等審議会の答申は重く尊重されるべきものであることから賛成とするとの賛成討論でした。

次に、議案第70号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてか

ら、議案第74号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの5議案に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第75号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、こども園での虐待に対してどのような管理体制をしているかの問いに対して、各園において常日頃から職員会などを通じて虐待に関しての研修を実施している。また、保育士を対象とした有識者による研修の実施や、各園長は管理職を対象とした虐待防止の研修等を積極的に受講している。町としても各園長との情報共有などをしっかりと行い、公立園職員と面談する機会を活用して職員による虐待に関する通報義務が創設されたことを周知しているとの回答でした。

なお、保護者からの情報収集もぜひしていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてに関しましては、町内における簡易サウナ設備数はこの問いに対して、町内にサウナ施設は3か所届出があり、うち2か所は簡易サウナ型に該当するもので、1か所は通常のサウナ設備に該当するとの回答でした。

たき火をする場合の届出はどのような状況かの問いに対して、たき火実施を把握し、消火準備等の防火指導を行う目的で条例改正された。いわゆる野焼き等の問題があるので、本町としては、個人の届出は受け付けず、団体、区などの清掃作業、神事ごと等に限って届けを受理しているとの回答でした。

キャンプ場などに持参して設置するような簡易サウナも規制の対象となるのかの問いに対して、個人が設置するものを除き対象となるとの回答でした。

次に、議案第79号 養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例に関しましては、設立当初の基金積立額とこれまでの活用内容の問いに対して、平成2年に国が策定した高齢者保健福祉推進10か年戦略に基づき、地方交付税措置により設置され、当初8,000万円積み立てられた。果実運用型基金で、基金の運用で生ずる利益を一般会計へ繰り入れ、老人福祉施設の設備整備などに充てていた。最近では令和元年度に880万円を取り崩し、老人クラブ育成事業、高齢者在宅福祉事業などに活用している。それ以後の活用実績はないとの回答でした。

廃止後に積み立てられるまちづくり整備基金の使途の定義はこの問いに対して、教育文化またはスポーツの振興、福祉活動の推進、産業観光の振興、公共施設整備など、大きく8つのまちづくりに関する使途に分類される。今後、まちづくり推進につながるよりよい事業があれば取り崩して予算化させていただきたいと考えているとの回答でした。

次に、議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定2件、条例の一部改正11件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、計15件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については賛成多数により、それ以外の議案については全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 佐野伸也君。

○産業建設委員長（佐野伸也君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る12月8日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正2件、指定管理者の指定4件、計6件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第76号 養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 全世帯数に対する対象世帯数の割合はの問いに対し、全世帯数1万515世帯のうち、公共下水道1,960世帯、18.6%、農業集落排水123世帯、1.2%、コミュニティ・プラント350世帯、3.3%との回答でした。

2. 条例改正による増収額と合計額はの問いに対して、令和8年度予測として、公共下水道約2,160万円、農業集落排水約150万円、コミュニティ・プラント約330万円、合計2,640万円との回答でした。

3. 上下水道経営審議会からの答申の内容はの問いに対して、大変厳しい経営環境下である中、総務省の経営指針に基づき、少なくとも維持管理費は使用料収入で賄う経費回収率100%を目指すこととし、令和10年度予測で経費回収率100%となる改定率1.51が

適当であるとの結論に至ったが、その後、町民の意見や現在政府が物価高騰対策を検討している情勢を勘案し、改定率1.51に対する激変緩和を検討した結果、令和8年6月より改定率1.3で改定することが妥当であるとの回答でした。

4. 回収率や加入率を伸ばすための具体的な施策はの問いに対しまして、維持管理費に対する回収率が現在69.29%である。施設管理委託業者の人件費高騰などにより回収率が若干下がってきているため、事業内容を精査し、できるだけ下がらないように努めていく。未加入世帯に対しては毎年加入を促すため戸別訪問を実施しており、今年度も約100軒を訪問し、うち1件の加入申込みがあった。今後も継続して実施していきたいとの回答でした。

5. 本町の下水道使用料は県内市町村と比較してどうかの問いに対し、20立方メートルの換算で1か月当たりの料金で比較すると、本町は県内で8番目に高い。今回、1.3に改定することにより、県内3番目となるとの回答でした。

6. パブリックコメントに寄せられた意見の中で反映された事項はの問いに対して、本来料金改定のような賦課徴収に関わる改定はパブリックコメントを行わなくてもよいとされているが、様々な方の意見を聞いたほうが良いと判断し実施した。意見の中には、下水道使用料が上がると生活が困窮するとの意見もあったので、新年度予算において、生活弱者の方の使用料減免について国からの交付金も活用しながら検討していきたいとの回答でした。

7. 公共下水道事業を改めて浄化槽へ転換する議論はあったのかの問いに対し、浄化槽への転換についての議論はされているが、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、全ての事業で見直しを図って合併浄化槽に転換するのは難しいと考えているとの回答でした。

8. 上下水道経営審議会を定期的開催し、様々な議論を重ねて進めていただきたいが見解はの問いに対して、今回、令和10年度の維持管理費を賄うためには改定率1.51の改定が必要であるとの結論に至ったが、物価高騰などを考慮して改定率1.3で改正を行うということで町民の方々に御理解いただきたい。今後も諮問機関である上下水道経営審議会を定期的開催し、議論を深めながら進めていただくようお願いさせていただきたいとの回答でした。

次に、議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についてから、議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの4議案については、関連した質疑がありましたので、まとめて報告させていただきます。

1. 4施設それぞれの建設年、使用用途、指定管理料はの問いに対し、農村婦人の家、昭和54年建設、豊転作技術センター、昭和58年建設、寺町転作技術センター、昭和58年建設、桜井転作技術センター、昭和59年建設、全ての施設が地区集会所として活用されており、指定管理料は発生していないとの回答でした。

2. LED化や空調設備故障時の対応はの問いに対し、基本的に地区にて管理いただくとの回答でした。

3. 各施設の町の長期的な考えはの問いに対し、指定管理の延長に当たって各区長とヒアリングを行った結果、今後も地区集会場として活用したいとの御意見をいただいているので、今回2年間の更新としたが、その後は地区にて認可地縁団体の登録をしていただいた上で地区への譲渡を考えているとの回答でした。

4. 現在の用途に応じた名称に変更できないかの問いに対して、当初は転作に係る事業を目的として建設された施設であるが、その目的は既に達成されている。現状、集会場として使用されているので、2年後に地区の集会所として譲渡するよう地区と合意形成をし、その際に条例を廃止した上で地区集会所として名称変更して使用いただければと考えているとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正2件、指定管理者の指定4件、計6件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第64号 養老町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第65号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第66号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第67号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第68号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、水谷久美子君ほか1人から修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とします。

ここで議案書を配付します。

〔議案書配付〕

○議長（早崎百合子君） それでは、提出者の説明を求めます。

11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議について、その内容を説明させていただきます。

この30年間、賃金が上がらなくなったところに物価高騰が襲いかかり、暮らしの苦しさは日を追って深刻になっています。特に、今年の商品値上げは2万609品目で、過去に例がありません。町民生活が大変厳しい中で、特別職の給与の大幅引上げは町民の理解が得られないと考えます。

また、町長が町民目線でまちづくりを進めていくとの目線の高さが、今後のまちづくりへの懸念を抱きます。

よって、第2条の改正規定中の「別表中「74万4,000円」を「80万円」に、「63万7,000円」を「68万5,000円」に、「54万円」を「58万円」に改める。」を削除する提案をさせていただきます。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、討論につきましては、原案賛成の討論、原案修正案とも反対の討論、原案賛成の討論、修正案賛成の討論の順に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認め、討論を行います。

まず、原案賛成の討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 原案に賛成の討論をいたします。

先ほど説明がありましたように、平成17年以降、町長は減額となり、議員は期間を限定して元へ戻ったというようないきさつもあり、今回の改定はそれぞれ7.5%ほどでございまして、私が予算書をめくって調査いたしましたら、平成17年の町職員の平均給与は29万7,815円、令和7年は34万3,703円で、町職員の平均給与はこの20年間で15.4%増えております。

また、初任給ですが、平成17年、高卒の初任給は13万8,800円、大卒が17万700円、令和7年度の高卒の初任給は18万8,000円、大卒の初任給は22万円ということで、高卒は35.4%増えております。大卒も28.8%増えております。これらを勘案すると、今回の報酬審議会からの答申の金額は妥当と私は考えまして、私は原案に賛成し、私の賛成討論といたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、原案修正案とも反対の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 5番 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） 私は、養老町特別職報酬等審議会の答申は非常に重いものと受け止めております。

今後とも、この重責を担っていただく上で原案のとおり改正されることは妥当であると思います。これをもちまして賛成討論といたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、修正案賛成の討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 修正案に賛成いたします。

議会初日の総括質疑の中でも述べましたが、報酬審議会からの答申はとても重いものであるということは重々承知しております。

答申の結果に異議を唱えているわけではありません。近年続く物価高に加え、昨年からの米価格の急上昇は、町内の各家庭の家計に大きな負担となっています。

現状において、町長以下の特別職が生活に困窮しているというような状況でも、また当然そんな少ない給与というわけでもありません。むしろ、一般的な同世代の労働者の

給与水準と比較してもかなりな高給取りの部類でしょう。

現時点において、特別職の給与増額に回すような町の余剰予算があるのなら、僅かでも物価高対策、困窮する家計への補助を上乗せするような施策に充てるのが町のリーダーである町長及び特別職にある者の責務でしょう。

世相が落ち着き、また困窮する町財政に余裕が見えたタイミングで報酬等審議会の答申に従い、特別職の給与を増額しても何ら遅いというものではありません。少なくとも今じゃない。以上の理由から本修正案に賛成いたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 原案の賛成討論をさせていただきます。

特別職報酬等審議会の答申は重いものと受け止め、今後とも見えない部分で重責を担っていただく上で原案のとおり改正されることは妥当だと思われまますので、これをもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 次に、原案、修正案とも反対の討論はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 次に、修正案賛成の討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（早崎百合子君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

まず、水谷久美子君ほか1人から提出された修正案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手少数です。

よって修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。

原案に対する委員長報告は可決とするものです。原案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手多数です。

よって、原案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第70号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第71号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第72号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第73号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第74号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第75号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第76号 養老町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第77号 養老町下水道条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第78号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第79号 養老町長寿社会福祉基金条例を廃止する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第80号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第81号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第82号 養老町豊転作技術研修センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第83号 養老町寺町転作技術研修センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第84号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。再開は10時45分いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

---

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第25、議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）から日程第30、議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの計6議案を一括議題として上程いたします。

この6議案は、予算特別委員会に付託し審査されましたので、予算特別委員長より審

査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 野村永一君。

○予算特別委員長（野村永一君） 予算特別委員会報告をいたします。

去る12月8日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和7年度一般会計及び特別会計等補正予算6件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）に関しましては、オンデマンドバス運行事業費の人件費増額の根拠はの問いに対して、岐阜県の最低賃金が令和7年10月から1,001円から1,065円に上昇したことに伴い、運転手及びオペレーターの人件費を増額するものとの回答でした。

2番目に、オンデマンドバス運行事業の契約形態はの問いに対して、令和6年9月から3か年の長期で日額の運行費を定めて契約をしている。社会的な経済事業などに起因した最低賃金の引上げなどに伴う契約変更については、町と事業者との協議により必要に応じて対応するものとの回答でした。

3番目に、総合窓口受付案内事業にて開設される外国人を対象とした相談窓口の詳細はの問いに対して、生活環境や文化等の違いによりコミュニケーションの問題が発生していることから、各自治会館持ち回りで月1回、予約制の相談窓口を開設するもの。6か国語程度に対応したチラシを作成し周知するものとの回答でした。

4番目に、乳幼児等医療事業が約1,300万円の補正増であるが、その根拠はの問いに対して、外来受診が大きく増加したことによるものとの回答でした。

5番目に、保健センター維持管理費事業について、今回の施設修繕により一通りの対応が終了するとの理解でいいかの問いに対して、今回、2階空調設備とトイレ改修工事を実施する。これにより一通りの改修は収束すると考えているが、今後、急遽故障した場合などは協議の上で対応するものとの回答でした。

6番目に、小学校管理事務にて水道料金が約300万円補正されているが、その要因はの問いに対して、全体的に当初見込みが甘かったことに加え、養老小学校のプール給水ポンプと井戸ポンプが故障していたことによる影響も要因と考えられるものとの回答でした。

7番目に、災害対策事業での飯積地区への監視カメラ設置の詳細な事業内容はの問いに対して、東海環状自動車道の側道が名神高速道路をオーバーパス後、小畑川を超える間の一番低い箇所が大雨の際に道路が度々冠水するため、地元からの強い要望もあり、ケーブルテレビ回線を利用した監視カメラを設置し、安全・安心123チャンネルで視聴できるようにするものとの回答でした。

8番目に、他の地区でも危険箇所があった場合、要望があればケーブルテレビの監視

カメラを設置いただけるかの問いに対して、もともとCCNetの企業努力で災害関係の対応として設置していただいているものであり、今回は協議の結果、町が負担した上での設置となった。現在、危険箇所にはおおむね監視カメラが設置されているが、今後要望があった場合はCCNetも交えて配線可能かなどの協議をした上、どうしても必要な箇所に設置を検討していきたいと考えているとの回答でした。

9番目に、公債費について変更された利率の具体的な数字はの問いに対して、複数の起債の利率が変更され、おおむね0.5%ほど上昇しているとの回答でした。

10番目に、基金の金利はどれくらいかの問いに対して、1年の定期預金の利率は約0.275%だが、1,000万円以上の基金を積み立てる際は入札のため利率が若干高くなっているとの回答でした。

次に、議案第86号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第89号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、居宅介護サービス給付費負担金が約2億1,000万円の補正増であるが、その要因はの問いに対して、9月時点において要介護2認定者が118名、要介護5認定者が17名増加したため、給付費が増加している。それに伴い、高額介護サービス費、高額介護医療合算についても連動して増加傾向にあり、全体的に大きく増加しているとの回答でした。

次に、議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和7年度一般会計及び特別会計等補正予算計6件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しておりますので、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第25、議案第85号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第86号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第87号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第88号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第89号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第90号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第31、議案第91号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第91号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第10号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,360万3,000円を追加し、予算総額を144億541万円とするものでございます。

主な補正の内容は、国の令和7年度補正予算（第1号）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金の拡充や子育て世帯への給付金支給が盛り込まれたことを受け、物価高騰に伴う生活支援事業、物価高騰対応子育て応援手当支給事業などを計上するものでございます。

本町といたしましても、少しでも早く実施したいという思いから議会最終日に上程させていただいております。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費の物価高騰に伴う生活支援事業では、物価高騰の影響を受ける生活者の負担軽減策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年1月1日現在において養老町に住民登録がある全町民を対象に1人当たり3,000円分のギフトカードを給付することとし、世帯主に対し世帯員分のギフトカードを配付するために必要な費用を計上しております。

報償費といたしまして、ギフトカード代7,680万円、役務費としてギフトカードを簡易書留で送付するための費用等628万9,000円、その他事務執行上必要となる需用費、事務員を人材派遣業者からの派遣で賄うための委託料を含め、合計8,746万円を計上いたしました。

項5統計調査費、6目国勢調査費の国勢調査費では、調査の実務が終了し、11月28日に県に調査票等を提出したことにより、暫定的ではありますが調査基準日現在の世帯数が算出されましたので、それに伴い調査員及び指導員報酬として36万円を、職員手当等として140万円を増額いたしました。

なお、補正予算に伴う人件費の詳細につきましては、14ページから17ページに給与費明細書を添付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

10、11ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、昨日国の令和7年度補正予算（第1号）が可決され、拡充されることが決定いたしましたので、1億109万2,000円を増額いたしました。

款15県支出金、項3委託金、1目総務費委託金では、国勢調査に係る歳出が増加したことに併せて、国勢調査委託金についても増加分である176万円を増額いたしました。

款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整のため212万1,000円を減額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に歳出から説明させていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当支給事業では、物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、児童手当支給対象児1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当支給事業全額国庫負担が創設されたことに伴い、児童3,000人分の給付金を含む給付に必要な費用6,287万2,000円を計上いたしました。

続いて、歳入について説明させていただきます。

10、11ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金について6,000万円を、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金について287万2,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみ説明をさせていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費においては、物価高騰対応重点支援によりオンデマンドバス運行事業に係る人件費増加への対応として計上した212万1,000円について、財源更正を行いました。

次に、農林水産業における物価高騰対策支援として、款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の米生産緊急支援事業では、町内在住の認定農業者に対し、稲作に係る資材価格上昇分を支援金として607万6,000円を計上いたしました。

また、施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業では、町内の各生産組合に所属する施設園芸生産者に対し、重油価格上昇分を支援金として219万6,000円を計上いたしました。

さらに、5目土地改良費の揚排水機管理手当等事業では、町内の土地改良区に対し、同区が管理する揚排水機場の電気料高騰分として323万9,000円を計上いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 農林水産業費の中で、先ほど説明を受けました米生産緊急支援事業、また施設園芸の燃油高騰対策支援事業につきまして、米生産に関しましては認定農業者ということで対象は何名あるかということ、また施設園芸も組合加入のというような説明がございましたが対象者は何名あるかということと、この補助金を出すに当たって具体的にどのような申請が必要か、またその申請に基づいてどのようにこの補助金を割り当てるのかを具体的に説明をお願いします。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） ただいまの松永議員の御質問にお答えします。

まず、米生産緊急支援事業につきまして、一応、支援対象者としましては、認定農業者44を想定してございます。

施設園芸の燃油高騰対策の緊急支援事業につきましては、各町内のトマトだとかイチゴ、それから各青果物の施設園芸の組合に所属されております20の経営体ということで想定をしてございます。

どのような申請かということにつきましては、町のほうからこの事業に対して御案内をさせていただいて、申請をいただいた申請者に対して中身を精査して補助金の交付決定というふうで考えております。

すみません、中身の部分につきましては、まず米の生産緊急支援事業につきましては、資材価格上昇分の一応10アール当たり371円を上昇分ということで見込んでおりますので、その水稻の作付面積を掛けた部分を交付額というふうに想定しております。

施設園芸の燃油高騰対策の緊急支援事業につきましては、10アール当たりの燃油等の資材費高騰ということで、燃油のまず1リットル当たりが10.2円昨年度と比べて上昇しているということで、その施設園芸において10アール当たり5,000リットルを使用するという想定をしております。それらを栽培面積と乗じまして交付の金額というふうで、積算としてはそういう想定をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 申請があった方に公平になるように要望をしておきます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 地域振興費について質問をさせていただきます。

物価高騰に伴う生活支援事業についてですけれども、こちらは全住民、世帯を通じて3,000円ずつのギフトカードを配るということですが、配付時期がいつ頃になるのかと、2点目、経費についてですけれども、需用費、役務費、委託料を合わせますと1,000万ちょっとになるんですけれども、これが配付に係る経費の全てか、ほかにこれ以外に必要なものはあるかということが2点目。

3点目として、今の委託料が派遣事務というふうに聞いておりますけれども、この派遣事務の人数と期間、どのようなものを想定されているか、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） ただいまの岩永議員の御質問に関しまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、配付時期につきましては、基準日以降、可能な限り迅速に町民の皆様のお手元に届くよう準備を進めていきたいというふうに考えております。

あと、事務費のほう、1,000万円に関しましては、現時点ではこの額で全て賄えるというふうに考えております。

委託料に関しましてですが、事務員の派遣の委託料ということで想定しておりますのが、28日間で4人という形で算定しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 1つ目の答弁ですけれども、可能な限り早くということですが、配付時期を可能な限り早くというのは年内にも届くのか、それとも年明け早々になるのか、また年度末になるのか。この辺り、可能な限りという表現だと分からないので、最短でどのくらい、最長でもこのくらいだよというのを示していただけましたら基準として分かりやすいかなと思うので、再答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

できれば、できればですよ、子育て支援の関係で今世帯に配付しておりますので、そういったノウハウを少し職員が覚えましたので、3月には配付したいというふうに考えております。申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○6番（岩永義仁君） 分かりました。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 国勢調査の関係でお尋ねしたいんですが、これまでは職員の方々が一軒一軒訪問をしておられました、今回、オンラインというのもあったとは思いますが、11月28日に県に提出したということでしたら数字が把握できているので、どれだけオンラインの申請があったのか、また今回の職員手当の140万円はそういう訪問が少なくなったことにより手当が減になるのかなと思ったんですが増額した理由と、あと次期調査への課題などが見つかったらお尋ねしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） すみません、まず1点目のオンラインにつきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、担当の自席のほうで調べさせていただきますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

2点目の職員の時間外が増えた理由は、昔は対面で聞き取りが多かったんですが、オンラインも増えたんですが、郵送も増えました。郵送は、中にはほぼほぼ書かれずに入れられる方も多くなっておりまして、昔でしたら対面で確実に聞き取ったんですが、そういう方も増えまして、それが調査員ではなく指導員のほうに負荷がかかりまして、指導員の時間外が増えたということが主な要因となっております。

課題は、国が5年後どんなことでやってくるかちょっと分かりませんが、オンラインを進めていただければ全部国が確認していただけるということになっておりますので、オンラインを進めていきたいというふうに現場サイドでは思っております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） これより暫時休憩といたします。再開時間は後ほど連絡いたします。

（午前11時18分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） 先ほど、水谷議員から御質問いただきました国勢調査の関係でございますが、まずオンラインの回答でございますが、4,125件、約40%程度と、郵送に関しましては41.2%、残りが直接調査員が回収したという形になります。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（早崎百合子君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営、審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営、審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

---

○議長（早崎百合子君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。  
これもちまして、令和7年第4回養老町議会定例会を閉会します。  
本日は御苦労さまでございました。

（閉会時間　午前11時31分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月17日

議 長      早    崎      百 合 子

議 員      松    永      民    夫

議 員      水    谷      久 美 子